投資法人／導管性要件

3. 損金算入対象となる利益配当額

以下の要件を満たす利益配当（みなし配当及び配当見合いの合併交付金を含む）で、配当損金算入前・欠損金の繰越控除前の当該事業年度の所得の金額以下の金額

$$\frac{\text{配当の支払額}}{\text{税務上の配当可能利益（※）}} > 90\%$$

配当可能利益＝税引前当期純利益
－前期繰越損失
－一時差異等調整積立金の積立額
＋一時差異等調整積立金の取崩額
＋控除済み負ののれん発生益×当該事業年度月数／1200
－買換え特例圧縮積立金繰入額
＋買換え特例圧縮積立金取崩額
－繰越利益等超過純資産控除項目額
+上記の調整項目があった場合の翌事業年度に一定の金額を加算

利益超過分配がある場合にはさらに
＋利益超過分配金額
－出資総額戻入金

4. 申告要件

当該事業年度の確定申告書等に損金の額に算入される金額に関する申告の記載及びその損金の額に算入される金額の計算に関する記載の添付があり、かつ、対象法人の要件に掲げる要件を満たしていることを明らかにする書類を保存していること